

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)	．．．．．	1
○輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)	．．．．．	2

○外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
別表（第十七条関係）				別表（第十七条関係）			
六 七 一	六	一 五		六 七 一	六	一 五	
(略)	(二) (五) (略) (削る)	(略)	技 術	(略)	(六) (二) (五) (略) 数値制御装置の附属装置の設計 に係る技術であつて、経済産業省令 で定めるもの	(略)	技 術
(略)	(略)	(略)	外国	(略)	(略)	(略)	外国

改 正 案

別表第一（第一条、第四条関係）

	一 ～ 四	五	六 ～ 一三
貨物	(略)	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(十一) (略) (十二) 冷媒用の液体であつて、パーフルオロポリアルキルエーテルトリアジンのモノマー、パーフルオリフアティックエーテルのモノマー、パーフルオロアルキルアミン、パーフルオロシクロアルカン又はパーフルオロアルカンを主成分とするもの (十三)～(十九)	(略)
地域	(略)	(略)	(略)

現 行

別表第一（第一条、第四条関係）

	一 ～ 四	五	六 ～ 一三
貨物	(略)	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(十一) (略) (十二) 冷媒用に使用することができ る液体であつて、パーフルオロポリアルキルエーテルトリアジンのモノマー、パーフルオリフアティックエーテルのモノマー、パーフルオロアルキルアミン、パーフルオロシクロアルカン又はパーフルオロアルカン を主成分とするもの (十三)～(十九)	(略)
地域	(略)	(略)	(略)

別表第二と別表第三の三 (略)	
一四	(二)と(七) (略)
(八) 削除	(九)と(十二) (略)
一五・一六	(略)
(略)	(略)

別表第二と別表第三の三 (略)	
一四	(二)と(七) (略)
(八) 電気制動シャッター(カメラ用に設計したものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの	(九)と(十二) (略)
一五・一六	(略)
(略)	(略)